

# 消費者庁高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

平成 29 年 2 月

## 目次

第一	基本的な考え方	1
第二	措置の内容	2
第三	進捗状況と対応方針	3

## 第一 基本的な考え方

平成 28 年 5 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）が改正され、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとに定める計画的処理完了の 1 年前を処分期間の末日として、当該処分期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することが義務付けられるとともに、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄（ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等が義務付けられた。

また、上記改正の施行（平成 28 年 8 月 1 日）に先駆けて、同年 7 月に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされた。

本計画は、基本計画の記述に基づき、消費者庁が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の早期処理に係る取組を実行するために必要な事項を定めるものである。

なお、本計画の対象期間は、平成 29 年 2 月から平成 35 年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限）までとする。

## 第二 措置の内容

基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている事項を踏まえ、以下のとおり整理する。

### 1. 自ら管理する施設等について

消費者庁が入居している中央合同庁舎第4号館は、財務省が管理する施設であり、消費者庁が自ら管理する施設に該当する施設はない。

また、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に該当する廃棄物については、保管・所有していない。

### 2. 補助金の交付等を行っている施設等への要請

消費者庁が所管する独立行政法人国民生活センターについて、その管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を期間内にできるだけ早期の処理を完了するように要請する。また、その状況について、進捗等を把握する。

### 3. その他の施設等に対する早期処理に係る周知

消費者庁が所管する事業に関する団体等に対して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の早期処理について周知を行う。具体的な周知内容及び方法としては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に関して期間内に確実に処分委託を行う必要性、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに定められている処分期間等を、所管する事業に関する団体等に対して通知等により情報発信を行う。

### 第三 進捗状況と対応方針

#### 1. 消費者庁

なし。

第二 1. のとおり、自ら管理する施設等がなく、また、該当する廃棄物を保管・所有していないため。

#### 2. 所管する独立行政法人国民生活センター

独立行政法人国民生活センターが管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の進捗状況等

(1) 過去のポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の保有状況

##### ①高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

種 別	保管量		中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整状況	処分予定年月
	台数	総重量		
蛍光灯用安定器	678 台	1,469.7kg	予備登録済	H31.3

##### ②低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

種 別	保管量		中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整状況	処分予定年月
	台数	総重量		
コンデンサー (3kg 以上)	3 台	124.0kg	無 <sup>(注)</sup>	H30.3
変圧器 (トランス)	1 台	63.0	無 <sup>(注)</sup>	H30.3

(注) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）に登録申込みをしたところ、低濃度なので、取り下げの連絡あり。

(2) その処理のための実際の対応状況

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、平成 28 年 9 月に JESCO に「予備登録」を実施し、確認書の交付を受けた。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品についても併せて「機器等登録」を実施したところ、登録申込後、低濃度なので取り下げられた。

(3) 現状（廃棄物としての保管状況）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、ドラム缶に封入し、倉庫に保管している。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品についても、同倉庫に保管している。

(4) 今後の処理実行計画

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、平成 29 年度に「搬入荷姿登録」を実施し、JESCO の受入れが整い、かつ、処分に要する予算が確保され次第、処理を実施する予定である。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、平成 30 年 3 月までに適宜、処分を行う予定である。

3. 所管する事業に関する団体等への周知状況

以下の団体（①及び②）に対して、本計画策定時（平成 29 年 2 月時点）において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の早期処理について、周知を実施済みである。

①適格消費者団体、特定適格消費者団体

②消費生活相談員資格試験を実施する登録試験機関（独立行政法人国民生活センターを除く。）